

第6回堺市北部地域整備事務所
アスベスト飛散の検証に関する懇話会

建築都市局 建築課

第 6 回 堺 市 北 部 地 域 整 備 事 務 所
ア ス ベ ス ト 飛 散 の 検 証 に 関 す る 懇 話 会

日 時 平成 3 0 年 3 月 2 7 日 (火)

時 間 1 9 : 0 0 ~

場 所 堺 市 北 区 役 所 3 階 3 0 2 会 議 室

○出席構成委員 (3 名)

座 長 東 賢 一 構 成 員 伊 藤 泰 司

構 成 員 奥 村 伸 二

○次 第

1 . 煙 突 内 の ア ス ベ ス ト の 有 無 に つ い て

(1) 懇 話 会 の 経 過

(2) 煙 突 内 の ア ス ベ ス ト 有 無 の 確 認 が 必 要 に な っ た 経 緯

(3) 煙 突 内 の ア ス ベ ス ト 有 無 の 確 認 方 法

2 . 今 後 の 進 め 方 に つ い て

3 . 傍 聴 者 か ら の 意 見 聴 取

4 . 次 回 懇 話 会 の 開 催 に つ い て

(午後 7時00分開会)

○司会(東山) それでは定刻になりましたので、ただいまから第6回堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散の検証に関する懇話会を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、都市政策課の東山と申します。よろしくお願いいたします。

懇話会を始めるに当たりまして、注意事項を申し上げます。本日の懇話会は公開で行いますが、傍聴者の皆様におかれましては会議室内等に掲示しております「傍聴者における遵守事項」を守っていただきまして、会議の円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。写真機、または録画機、録音機を御使用いただけるんですけども、機器の取り扱いに当たり、ほかの傍聴者への配慮、記録などの取り扱いについても、各自の責任において適正な管理をお願いいたします。

それでは、本日ですけれども、報道機関の撮影及び取材が入っております。報道機関の皆様におかれましては、お知らせしているとおり、参加者の個人が特定できる撮影は御遠慮いただきたいとお願いいたします。プライバシー保護の配慮をよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、本懇話会の構成員を五十音順に紹介させていただきます。

まず、近畿大学医学部准教授の東 賢一先生でございます。

続きまして、大阪アスベスト対策センター幹事の伊藤泰司先生でございます。

続きまして、耳原総合病院病院長の奥村伸二先生でございます。

続きまして、大阪大学大学院工学研究科教授の山中俊夫先生でございますが、本日は御欠席でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

建築都市局長、窪園でございます。

北区長の吉田でございます。

建築部長、中野でございます。

続きまして、建築部建築課長、永野でございます。

建築監理課主幹、齋藤でございます。

そのほか、関係部局としまして危機管理室、環境保全部、健康部、子育て支援部、土木部から出席をしております。

それでは、事務局を代表しまして、窪園建築都市局長より挨拶申し上げます。

○窪園局長 皆さん、どうもこんばんは。建築都市局の窪園でございます。

先生方におかれましては、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。また、傍聴の方々におかれましても、本当に夜遅くお忙しいところ傍聴いただき、ありがとうございます。

さて、本日は、本来であればアスベストのばく露の影響等について議論いただく予定でしたが、先般、昨年行いました北整備事務所の煙突の中のアスベストを除去する工事におきまして、取り残しがあるのではないかというような写真があることが情報公開を通しまして明らかになりました。このことにつきまして、本日はまず御議論をいただきたいなど。

もともと、本案件につきましては、市が発注した工事に伴う、本当に皆様に御迷惑をかけた重大な事故でございました。それにもかかわらず、再度そういう写真があったにもかかわらず、市としてはすぐに対応すべきところに対応できてございません。そのことをもちまして、保育園の保護者の皆様方、周辺住民の皆様方には、改めて不安感と不信感を抱かせることになってしまいました。ここで、改めておわびを申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

工事を終了後、建物の周辺につきましては7回、大気測定をやってございます。また、この案件がありましてすぐに、3月3日には再度、大気測定を行いました。その中では大気中のアスベストの飛散はなくて、問題ないという結果が出てございます。そのことについては、申し添えさせていただきます。

こうした中、今回の案件につきましては、私を初め担当の者全てが、危機意識が非常に薄かった、このことによって発生したものと思っております。このことにつきましては、私ども本当に改めて認識しないといけない。皆様方に不安感を与えたことに対しても、改めて認識しなければならないというふうに思っております。その責任につきましては、本当に重く受けとめていきたいというふうに考えております。

今後は、この煙突内にアスベストがあるかないかということを含めて、調査・検討を行いまして、皆様にもう一度安心していただくということも含めて、堺市一丸となって、改めて今回の事象には危機意識を持って当たりたいというふうに思っております。たびたび、こういうことを起こしたことには、本当に申しわけないと思っておりますけども、今後とも、私ども気を引き締めてやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本当に、今日は申しわけございませんでした。

○司会（東山） それでは、議事に入る前ですけども、お手元の資料の確認をさ

させていただきます。

まず、本懇話会の次第、1枚ものですが、ございますか。それと、資料番号を右上、資料1と印刷されておりますけれども、前の懇話会のパワーポイントと同様の資料で、右下にスライド番号が1番から14番まで打ってありますけれども、14番までございますでしょうか。

以上、御確認をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。なお、本日の懇話会は午後9時をめぐり議事を進行してまいりたいと考えております。次第の後半、8時半ぐらいになると思いますけれども、傍聴者からの意見聴取を予定しております。

それでは、これから次第に従いまして、議事進行を座長にお願いしたいと思えます。東先生、よろしくをお願いします。

○東座長 それでは、これより私のほうで議事を進めてまいりたいと思えますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。本日は2時間の予定ですので、時間の御協力のほどよろしくをお願いいたします。

今回、第6回ということで、本来は第5回のばく露量の算定の結果を受けて、リスク等の議論を行う予定であったんですけども、先ほど局長からお話がありましたように、煙突の中のアスベストの除去において、アスベストがもしかしたら残っているんじゃないかなという御指摘があったということがあって、その点を改めてきっちり確認、議論をする必要があるということで、今回、本来の懇話会とは少し議題がそれるんですけども、こういう形で懇話会を開催することになりました。

ただ、万が一残っていて、それが飛散するというような状況であったとしたら、リスク評価にも大きくかわるといってもありますので、ここは慎重に調査、議論を進めていく必要があるというふうに考えておりますので、先生方を含め、御議論をしっかりとお願いしたいと思います。

では、次第の1番のほうに入りたいと思えますけども、煙突内のアスベストの有無についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

○齋藤主幹 それでは、事務局のほうから説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

配付しました資料1の資料をもとに、説明をさせていただきます。スクリーンに映している内容とお配りしたものは同じものですが、あわせてごらんいただけたらと思います。資料1枚に配付したものは2ページ記載しております。お手元に配付しましたのは、その1ページごとに右下に番号を記載しております。その番号

をもとに、私のほうが進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは2ページ、第6回懇話会の議題としまして、先ほど少し先生のほうからも触れていただきましたが、1番、煙突内のアスベストの有無について。(1) 懇話会の経過、(2) 煙突内のアスベスト有無の確認が必要になった経過、(3) 煙突内のアスベスト有無の確認方法。続きまして、2番、今後の進め方についてという議題の内容で進めてまいりたいと思います。

3ページ、(1) 懇話会の経過。

第5回の懇話会では、第4回懇話会の課題と整理を①番から③番まで行いました。①番としまして、保育園の園庭へのコンクリート片落下によるアスベスト飛散拡散量の算出条件について。②番、アスベスト飛散拡散の解析条件について。③番、行動別ばく露量の算出条件についてという議題で開催いたしまして、この議題に対して、先生方にご意見をいただきまして、その後、第6回の懇話会でお示しできるよう予定していた内容としては、同じく①から③番までを事務局としても進めて参りました。

①番としては、行動別アスベストばく露量の算出。②番、その算出結果に基づいた健康リスク評価の結果。③番、市の対応方針(案)というところまで進めてきました。先ほど、局長の挨拶でもございますけども、今回はちょっと特別なテーマで行わせていただいております。

その内容としましては、上記の議題を進めてきましたけども、しかし、昨年3月から5月にかけて行いました北部地域整備事務所の煙突内のアスベストを除去する工事におきまして、煙突内のアスベスト残存の指摘に対して、確認できていない問題が起きました。まず、この問題に対して、市民の方に安心してもらえるよう対応を講じていくため、煙突内のアスベストの有無を確認する方法について、アスベストの専門的知見から本日意見をいただきまして、進めて行きたいと考えております。

その内容について、続けてご説明いたします。4ページでございます。(2) 煙突内のアスベスト有無の確認が必要になった経過を、この表をもとに説明していきます。

経緯といたしまして、平成29年2月14日にアスベスト除去外工事について契約いたしました。続いて、3月5日に飛散事故が起きました。機械室を封鎖した状態でありましたけれども、3月5日に機械室棟内のアスベストの残存状況、その確認を行いました。3月19日、煙突内のアスベスト除去工事として、超高圧の

水で行う除去作業といいまして、煙突内のアスベストを専用の機械を使って高圧水で除去する作業を行いました。3月23、28日、アスベスト除去が終わりましたので、除去残しがないか目視確認を行いました。4月10日、その確認が終わりまりましたので、煙突上部の開口部をコンクリートで封鎖した経過となっております。

続きまして、5ページのアスベスト除去の大気測定施工体制のほうで、ちょっとページが行ったり来たりして申しわけないです。このページで経緯の4月11日、12日、5月中旬を説明させてもらいたいと思います。

左から発注者の堺市、その中で工事を進めてきた部署の建築課があります。受注者の工事請負業者、続けて1次下請業者の、先ほどの煙突のアスベスト除去専門業者、同じく1次下請の大気測定業者という体制になっております。その中で、経過の4月11日ですね。大気測定業者から、煙突内にアスベストの除去残しがあると指摘がありまして確認を行いました。が、本市請負業者はアスベストの除去残しを目視では発見することはありませんでした。

続けて、翌4月12日に、1次下請のアスベスト専門業者も11日の指摘に対して確認を行いました。が、アスベストの除去残しの目視による発見というのができませんでした。しかし、念のため煙突内を清掃しまして、除去残しがないことを確認した後、アスベストの飛散を防止する飛散防止剤を煙突の中に散布しまして、12日に作業は完了したという経過となっております。

続いて、5月中旬の経過です。

報告書の内容になりまして、工事の工期が5月末でしたので、工事請負業者から他の工事書類と一緒に大気測定業者が作成した、下の四角になります、測定結果報告書の提出が大気測定業者から請負業者に提出がありまして、その中に市が未確認の煙突内にアスベストの残存を再確認した4月15日付の写真を含めて、アスベストの有無に関する写真が掲載されておりました。下の四角で測定結果報告書、大きくは①番で大気測定に係る数値等の結果報告、プラス、アスベストの有無等に関する写真という掲載した内容がありました。

そのアスベストの有無に関する写真が掲載されていましたが、本市は請負業者に対して、堺市と請負業者の打ち合わせをする中、堺市のほうが大気測定の結果報告書として整理するよう指示を行いました。指摘事項については最後の取り残しの指摘は残りますけども、現場でその都度対応しているということもあって、写真を省くよう指示をし、省くことになりました。破線で書いている赤字の②番が、堺市と請負業者の間でそれを省かれて、測定結果報告書として保存しているという

経過であります。

4 ページに戻ります。ここからは、報道の発端となりました公文書公開請求の件について御説明します。

12月19日、市民の方より測定結果報告書の公文書公開請求をいただきまして、先述のとおり、事情によって指摘事項の写真を省いた報告書を年末の12月27日に提供を行いました。

年が明けまして、平成30年1月上旬、同じ市民の方から、ページ番号が抜けていたりするという不自然な状態からページ抜けの可能性を思われて、その他の状況が確認できる写真はないかという問い合わせが堺市のほうへありました。上記の5月中旬に省いた写真を、そのときに説明したのが工事請負業者が所有しているという旨を伝えまして、その写真の閲覧希望というのが同様にあり、それを受けました。

1月19日、その市民の方へ工事業者が省いた写真を所有してましたので、上記写真の提示を行いまして、郵送にて提供を行いました。

最後に、2月15日、26日ですけども、市が報告書の一部を削除したと思われた中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の皆様から、2月に2回意見交換会を行ったという経過になっております。

それで、6ページに行きます。省いた資料の内容になっています。

アスベスト残存の指摘事項の写真になりまして、市が現場未確認の写真になります。除去残しを指摘されているものになりますが、4月11日の残存しているという指摘から、12日に市のほうは清掃及び飛散防止剤塗布を行っておりますが、15日に改めて再度、測定業者のほうのアスベストの残存を確認した内容になっております。

その写真、1枚目の掲載されていたコメントの内容を説明します。目視確認で4月15日に作業後の測定後、1階煙突掃除口から煙突内を見た様子の写真です。4月12日に手の届く範囲を再度除去したと聞いたが、これが先ほど経過で説明した、一度指摘されたものを清掃したという内容です。聞いたが、落とし切れていないようだ。もう一度、掃除したというところで見ただけども、15日に見ただけども、まだ落とし切れていないようだという内容です。再度除去した後の測定は実施していないという指摘内容です。

1枚目の写真のほうは煙突の点検口から、下から上を向いて写した状態です。2枚目の写真が、その一部分をアップした状態になります。煙突掃除口から低部

を接写、薬液で白くなった除去残しのアモサイト（カポスタック）というふうにあります。カポスタックというのが、もともとのあった断熱材の製品名になっております。3枚目、煙突掃除口から低部を接写、薬液で白くなった除去残しアモサイト（カポスタック）とあります。

その中で※のところですが、11日に煙突内部の確認を我々もしましたが、アスベストの取り残しは確認できなかったという経過があります。12日に煙突内を再度清掃して、飛散防止剤の再塗布。薬液が塗布した状態で、塗厚が多いところなんかは白くなる傾向が少し見られたという状況もあります。これが、残存の指摘をされて最終、市が確認できていない写真になります。

続いて、7ページです。

アスベスト除去後の3月22日、3月19日に煙突の除去作業を行いまして、それが終わった後の3月22日の写真になります。本市が目視確認を行った状況写真でして、煙突の上部を4月10日に塞ぎましたが、塞ぐ前の煙突の上から下に向かって撮影した状態です。

8ページ、4月12日の写真になります。煙突内を指摘があつて清掃後、請負業者が目視確認を行って、飛散防止剤を塗布した後の状況写真であります。こちらのほうが点検口から、下から上に向かって撮影した状況写真になっております。

9ページに行きます。

現在まで説明をさせていただきました問題点として、たくさん、いろいろな事務の手續であったりとか、市の不手際がございましたが、ここで御議論をさせていただき問題点として挙げさせていただきます。

まず、下の※のところ。経過として、11日に口頭で煙突内にアスベストの除去残しがあるよということで聞いて、一旦12日に内部を確認して、除去残しは確認できなかったという経過はありますけども、上の丸のところ、測定業者が作成して、工事請負業者から5月中旬に提出された測定結果報告書に添付した写真では、4月15日付で、4月12日に手の届く範囲を再度除去したけども、落とし切れていないよという指摘があつて、これが6ページで説明した指摘事項に対しての内容になります。この上記の内容、煙突内部のアスベスト除去残しの確認が、結局のところ、本市が確認できていないという問題が明るみになりました。今後、煙突の確認作業を行っていくに至ったものであります。

ここまでの、ちょっと問題点を挙げさせていただきました。続いて、今、問題点までを説明させていただいたんですけども、工事中の大気測定の結果になります。

一覧表の中で①番から④番、⑤番、⑥番と、少し見にくいんですけども、左側に丸番号を打っています。①番から④番の4点が機械室棟周囲、⑤番が東側道路、⑥番が現場北側保育園園庭の測定の結果になっております。いずれも4月15日以降の結果になっておりますけども、建物周囲等の大気測定結果になりますが、今月、3月3日にも改めて測定を行いましたけども、基準値を下回る結果でありました。測定結果をお示しいたしました。

先ほど、表の中で①から⑥番ですね。建物周囲の大気測定の位置図になります。①番から④番が機械室棟、赤く示しているところが煙突部分の建物周囲で、⑤番が東側道路、⑥番が北側保育園の園庭の測点になります。

11ページ、(3)のほうへ進みます。煙突内のアスベスト有無の確認方法(案)ということで示させていただいております。

現在のところ、我々もこの事態を確認できるよう、方法を模索して進めているところでございます。今現在、進めているところまで掲載させていただいております。今、(案)として確認方法を検討していますのが、現在、封鎖している煙突内部を直接確認するという必要が出てきたことから、懇話会の構成員の方からも意見を伺いまして、除去の施工状況がわかる専門家に相談するべきだろうという必要性が出てきてまして、今現在、一般社団法人の建築物石綿含有建材調査者協会に相談しております、調整を行っているところです。今後、調整を行いまして、除去残しについての確認方法であったり、検査体制を含めて調整を行って参ります。

13ページ、14ページは、現在の機械室棟の内部と外部の煙突の状況を掲載しております。

13ページですけども、機械室棟内の現状としまして、平面図、図面のほうに記載の点検口がありますけれども、それが下のほうの写真です。点検口と図面で書いている部分が下のほうの写真で、扉をシーリング剤で今は封鎖している状態です。上のほうの写真が、既設の開いていた開口部を今は鉄板で封鎖している状態です。下の写真から、そのままつながって、上の開口部に室内で2つの封鎖した状態があるということになっています。

次、14ページ、屋外の煙突上部の現状としまして、縦に輪切りにした断面図に記載の煙突上部の封鎖した写真ですけども、それを掲載しております。図面で黒く塗って煙突上部封鎖と示しているところは、封鎖はコンクリートで行っております。

一連の問題点から、今の現状に至るところまでの説明は以上になります。

○東座長 ありがとうございます。

ただいま、次第1の御説明をいただいたわけですがけれども、構成員の先生方、何かコメント、あるいは御質問等ございますでしょうか。

○伊藤構成員 伊藤です。いろいろあるんですけれども、一番関心を持ったところといいますのは、傍聴の方も含めて、今の説明になかったことを補足しますと、この検査会社というのは3月の実験のときにお手伝いいただいた業者だということを知っておりまして、その除去業者の除去工事に、今までだったら除去業者が自分たちで検査して、それで終わりということ、それでは不十分だということで、あの実験を担っていただいた検査会社に堺市はお願いして、この除去工事を検査会社にずっとつき合っていていただくという契約をしたと。だから、形の上では堺市が除去工事業者に委託をして、除去工事業者が検査会社と契約をするという。ですから、そういう関係に、法的といいますか、そういう契約関係があるということだと思っておりますね。

ところが、その検査会社は実験でやっていただいたように、すごく厳密に正確にやろうとする業者だと思いますけれども、その業者の報告書の中に、私も読ませていただいたけれども、除去業者がいかげんだということ、幾つも指摘をしていらっしゃる。写真つきで指摘をしていらっしゃるという内容の報告書だったんですね。それを、要するに測定をした報告書の趣旨とは違うので、ここは消しましょうというふうにおっしゃったということですが、ちょっと私は不思議だと思うんですが、委託、再委託という関係のところ、委託元に対して、おまえら、いかげんやということをいっぱい書いていらっしゃるという報告書、かなり勇気を持ってやっていらっしゃると思うんですけれども、その報告書を元委託のほうに、つまり除去業者のほうに、これは趣旨と違いますから返しますというふうに言うというのは、ちょっと常識では考えにくい。

つまり、測定業者と、いや、ちょっと来てくれということで、ちゃんと詳しく話を聞かせてくれと、どうなっているんやということをやらないで、いわば除去業者に対して、この内容はおかしいので抜きますよということを使ったと。これは普通、常識的に考えるとおかしいと思うんですが、どなたがそういうふうに考えて、そのようにやられたんですか。ちょっと、その人の御意見をお聞きしたいのですが。

○齋藤主幹 事務局のほうからお伝えしますと、私も除去工事にはずっと携わっておりまして、この報告書の内容も目にしております。これに至った経過ですけども、私のほうが出てきた測定結果報告書に対して、伊藤先生がおっしゃられたように、この測定結果の報告書として整理するよということ、記事を見て担当の

ほうへ指示をしました。それをどう削除するかということではなくて、測定結果報告書として、工事書類として一旦整えようということの指示が、今回の至った経過になります。

○伊藤構成員　　この測定結果報告書というのは、要するに測定会社の名前のついた、測定会社の報告書なんです。除去業者の報告書ではないんですよ。だから、要するに再請負元が請負元に対して、こいつらは大分仕事がいいかげんやと。本当に気をつけてくださいと堺市に言いたくて出した報告書を、そのいいかげんだと指摘されている除去業者に、これは整えなさいというのは異常だと思うんですけど、その点について聞いているんです。

○齋藤主幹　　御指摘のとおりでして、本来ならアスカ技研というお名前でも出されてきた報告書ですので、その意図であったりとか、その内容の確認であったりとかということとは通常、行うべきだったと深く反省はしております。それを行うことなく、また、先生方に御指摘をいただいているんですけども、こういった懇話会でアスベストの専門の内容を、議論を進めていくという、こういう既存の先生方の場があるのに、市で判断できないとか、わからないとかということがあれば、その先生方のまたお力をいただいて、相談して進めるべき土壌もありながら、ただ報告書を整えるという軽はずみな判断でやったことに対しては、非常に深く反省はしております。

測定会社に対して大変失礼なことをした状態で、それを申請をもって言っていることに対して、できていなかったという現状があります。

○伊藤構成員　　その後、測定会社に連絡をとりましたか。

○齋藤主幹　　何度か連絡はとらせていただいたんですけども、新聞報道等を受けて、かなり大きな内容になってきておりますので、改めてこの報告書の内容について、一つ一つ確認をできるところまでは至っておりません。

○伊藤構成員　　何を確認できるところまで。

○齋藤主幹　　報告書の内容について、改めて。

○伊藤構成員　　要するに、まとまった話をしていないということですね。

○齋藤主幹　　はい。できていないです。

○伊藤構成員　　もうちょっと、その経過は私も知っているとおりにんですけども、要するに軽はずみというよりは、何か考えがなかったら、そういうふうに普通しないと思うんですけど、そこを聞きたいんですけど。

○齋藤主幹　　正直、指示をした者の考えとしては。

○傍聴者1 局長が答えろ。

○窪園局長 まず、今回、測定会社さんのほうが、いろいろ御指摘いただいたこと、それを私ども、もともとの事故の重大さを考えると、やっぱり全てちゃんと対応すべきところを対応していなかったということが、今回の案件の本質になってくるのかなということ。

これ、経過から言いますと、4月11日に指摘を受けて、12日に目視確認をしたという安心感もあったんだと思います。その後、15日に測定業者さんが見はって、ちょっとこの5月中旬というのは、あれなんですけど、その写真を見たときに、ちゃんとこれは大変なことだなど、すぐ対応すべきことだなど。それは、やはり測定会社さんとももう一回お話しすべきであろうし、その中で必要があれば必要な対応、こういう懇話会でも御相談をさせていただくべき内容かというふうに思うんですが、その部分を怠っていたということは、非常に市としても安直な対応であったということでございます。その部分については、本当におわびするとともに反省いたします。

○伊藤構成員 やっぱり、余り納得できへんといいますか、確かに一面では、測定業者が思い過ごしで問題を大きくし過ぎて、そんなに心配することはないということは、結果としてあるかもしれませんが。結果としてあるかもしれませんが、そのことを確かめもせずに、そういうふうに判断したということが、私にはよくわからないんです。せっかくここまで努力をして、実験もして、何とか収束に向かおうかというふうなところまで来ていたわけですが、こうした努力を全くないがしろにするような、軽はずみと言われても納得できませんけれども、やっぱり測定業者よりも除去業者を信頼しているといいますか、そういうところがあったと思うんです。

この事件を最初から見て、私、一つ総括で残してほしいのは、やっぱり業者を信頼したらあかんということです。ものすごい高い授業料を払って、堺市は同じことをやっているわけですよ。自分の目で確かめると、自分の目で検証するということ抜きに、業者が言うことをそのまま信頼して進めてはいけないということを、いかげん気づいてほしいと。もうちょっと、こういう言い方をして悪いですが、堺市建設局です。堺市のあらゆる工事について模範を示すべきなんです。

だから、日本全国でこのアスベスト飛散事件が起こっているけれども、業者を信頼したらあかんのですよ。それは、もう共通する教訓ですよ。自分たちが大丈夫な確認をするということ抜きに、やってはいけないと思うんですけれども。ちょっと僕

ばっかり、そんなことばっかり言ってもまずいので、とりあえず終わります。

○東座長 じゃあ、先生、何か御意見ありますか。よろしいですか。

 ちょっと確認をお願いしたいと思っ
ていまして、最後のほうからいいですかね。

 最後、現在どうなっているかというところなんですけども、14ページですかね。これ、煙突の上部を今は封鎖されているわけですね、完全に。建屋の入り口もシールをして封鎖しているということになると思うんですけども、これ、点検口のところというのは、今はどういう状態なんですか。ここも封鎖しているんですか。二重封鎖という形になっているんですか。

○齋藤主幹 少し補足の説明をさせていただきます。

 下のほうの写真ですね。これが、もともと煙突を工事で作ったときの、そのまま灰出しの口としての点検口になります。その既存の扉を利用して、そのまま扉を閉めて安全を見て、その扉とコンクリートのすき間をシーリング材で今、埋めている状態になります。鉄板としたら扉一枚の状態、今、封鎖した状態です。

 あと、上の方がもともと、ここに暖房用のボイラーがありまして、ボイラーの熱い熱気を煙突の横から、今は鉄板で書いてあるところに丸い穴がもともと開いていまして、そこにボイラーの熱気を、配管を使って通しているという穴がもともと開いていまして。それに対して、それは現場で用意した鉄板を上からかぶせて、ボルトどめを周囲にして、今、密閉した状態になっています。ここも今、鉄板1枚で塞いでいる状態になります。

○東座長 機械室の入り口のところというのは、この写真にはないわけですね。

○齋藤主幹 下に黄色く示している、そこが人の出入り口の部分です。今現在、少し下の写真にラックの絵が写っていますけども、その本来の用途の倉庫になって、ラックをこの機械室の中に幾つか配置して、倉庫として今は人が出入りして使っている状態になります。

○東座長 じゃあ、入り口の黄色いところは今、何もシールはされていなくて、出入りができる状態になっているということですか。

○齋藤主幹 点検口のところで一旦封鎖して、外へは空気は出入りできないという状態になっています。

○東座長 中は、アスベストを測ったことはありますか。

○齋藤主幹 機械室の中も、下の写真の点検口は事故当時、懇話会でお示しさせていただいた、アスベストがぱっとあふれ出ているような状態でしたので、この機

械室全体も汚染区域ということで、まず掃除ということが全体にありました。その掃除をした上で煙突の除去ということで、機械室の中にもアスベストが存在しているという汚染区域で処理のほうはしています。その清掃等も終わって、今は人が使っている状態です。

○東座長 この状態になったのは、先ほどの時系列でいったときに、4月15日ぐらいまでは業者さんが煙突の写真を撮られているから、あそこはまだあいてたということ。

○齋藤主幹 封鎖の時系列でいきましたら、4月10日に煙突上部のコンクリートのふたをしています。あと、下部の点検口のほうは5月末が工期でしたので、5月末ぎりぎりまで点検口はふたをされずに、開いていた状態になります。

○東座長 点検口ということは、その煙突の下のところですかね。先ほどの、この下の部分。これが5月末まで開いていたと。開いていたんですか、完全に。

○齋藤主幹 扉のほうは閉めた状態ではありましたが、封鎖をしている状態ではありません。

あと、今現在、ここの機械室棟の倉庫の鍵の管理としましては、黄色い扉のところですね。そこを職員の方が道具を取りに行ったりとか、用事があるときに鍵をその都度あけて、用事が済めばまた施錠をしてという管理を今、現在しております。日中開けっ放しでしたら、例えば市民の方が勝手に入るとかという可能性も、間違っって入られるという可能性もありますので、鍵の施錠はその都度、職員が開け閉めを行って、道具だけを取りに行って、また用事が終われば閉めるという管理の状態になっています。

○東座長 アスベストの除去工事は、2月から始まっていますよね。この煙突の部分の除去が3月19日の1日ですね。そのときに、初めて煙突の上のコンクリートの部分を開いたということになるわけですか。その前から、準備で開いたりしているんですか。

○齋藤主幹 3月12日に、この同じアスベスト除去工事の中で、実験のほうを12日の日曜日に実施しましたので、そのとき、11日あたりに上のもともと封鎖していた養生を解いて、解放したということになります。

○東座長 12日に開放して、実験をして、その13日以降19日まで。

○伊藤構成員 3月5日ですよ。5日じゃないの。5日と12日に2回やっている。現地に僕らが入ったでしょう。

○齋藤主幹 5日のときに、1階の扉のほうから中の状況確認ということで、あ

ふれ出た部屋の中の状況をまず、伊藤先生にも来ていただいて見たという状態になります。このときには、まだ煙突のてっぺんのふたはしていた状態になります。下の状況だけを、まずは確認したという。

- 東座長 12日の後、19日に除去するまでの間、煙突の上というのは、何か封鎖はしていたわけですか。
- 齋藤主幹 まず、12日に実験を行う上で、隔離養生を実験用に全体に行って、正規の負圧養生をもう一つ外側にした状態で実験を行いまして、そこからてっぺんを開放した状態になります。負圧の状態の中で解放した管理を行っていたという状態です。
- 東座長 ずっと囲ったまま、19日に除去工事を行ったということですね。上から超高压水で掻き落としてきたということですね。
- この超高压水のところに再び戻りたいと思うんですけど、先ほどの議論にも関わると思うんですけども、経緯のところの4ページの図で、4月11日に除去残しの指摘を測定業者さんから受けて、市のほうでは除去残しを確認されなかったという。まず、ここに一つ認識の違いがあるんですね。12日に再び指摘を。
- 齋藤主幹 11日に指摘を受けまして、12日に清掃と飛散防止剤の塗布を行ったという経過になります。
- 東座長 でも、11日にも指摘があるわけですね。
- 齋藤主幹 11日に指摘があつて。
- 東座長 そのときに、確認はされているわけですね。
- 齋藤主幹 市と請負業者で、それが確認というか、発見できなかったという状況がありました。
- 東座長 これは、前後はこのとおりの関係になっているわけですかね。
- 齋藤主幹 はい。指摘を受けたので、そのまま請負業者と堺市の判断ではなくて、次の日にアスベスト専門業者、除去を行った業者のほうにも伝えました。伝えて、その指摘の確認をもう一度行ってくれということで、やったんですけども、除去業者のほうも結果としては発見できなかったという経過があります。
- しかし、一定煙突の中の清掃というのは一旦行いまして、もう一度、飛散防止剤を上から下まで、安全を見て再度まこうということで再塗布を行っています。
- 東座長 その清掃の状況というのは、どんな状況だったんですか。その清掃をされたときに何か、粉じんが舞うような状況であったのか、あるいは、そうでなかったのかというような。その清掃の状況というのは、どんな状況だったかというの

は、それは確認はされていますか。

○齋藤主幹 具体的に指摘されたのは、飛散防止剤が水液状のもので、だつと下へしずくのように垂れてきて、人の手の届く範囲が結構、しずくがばあつと垂れたような状態になってきているのがありました。

具体的に、大気測定業者のほうで、そういうしずくの塊というんですか、ぷくつと水ぶくれみたいになったところを示して、こういうところを気をつけなあかんという指摘を受けて、全体的に具体の、こういうところが取り残しがあるということではなかったんですけども、そういう、だまになっているところが気をつけなあかんという指摘を担当と請負業者が受けて、そういったところを見ても、なかなかアスベストということが発見できなかったということがありました。

しかし、そういった指摘を受けましたので、そういう指摘をされた似たような塊というか、ものがないか、一定煙突の中を上から下まで確認を行って、結果、下のほうに数カ所、4カ所から5カ所と聞いたんですけども、それが、だまになっているものが固まってあったので、それを清掃を行って。一旦清掃をしたので、もう一度、上から下まで飛散防止剤を塗布しようということで処理を行いました。

○東座長 わかりました。

それと、6ページの写真がありますよね。これが、そのときの測定業者さんの写真ですね。

○齋藤主幹 報告書についていた写真になります。

○東座長 そのだまらしきものというのは、この写真にもあるんですか。

○齋藤主幹 これには写っていないです。

○東座長 写っていないんですか。だから、ここに写っていれば、だまとは違うというふうな認識でいいわけですね。

逆に、その測定業者さんはこれを見て、アスベストが残っている可能性があるんじゃないかという御指摘だと思うんですけども、これ逆に、請負業者さんとか除去工事業者さんは、この写真を見てどう思われるんですか。これでも大丈夫と思われるのか、やっぱりこれを見て残っているというふうに思われるのか。それは、除去業者さんはどんなふうに、この写真を見て。

○齋藤主幹 正直、今の段階では除去業者も目にしておりますけども、その提出のあった、工事が終わった5月中旬ですね。そのときに我々市も含めて、除去業者も含めて、しっかりこの写真については確認はできていませんでした。

○東座長 例えば、今からでもこれを見て、やっぱり除去業者さんもアスベスト

が残っているなど思うような写真なのか。

○齋藤主幹 当時、一番除去を行って目にしている、もう一度ヒアリングを行いましたけれども、目視確認の中でアスベストが、明らかに取り残しの繊維状のものが点々と残っているということは、もちろんないということでした。我々も、そのあたりは確認をしております。

可能性としては、やっぱり飛散防止剤の薬液を塗布して、白い薬液を使用しましたので、性質上、乾いたら全体が白っぽくなってしまいうという特性はあったんですけども、全体的に見て、それが全てアスベストではないんじゃないかと、薬液が少し白くなった部分もあるんじゃないかと。その中で測定業者さんも含められて、まだ除去が甘いというところが少しあったのかなというところは正直、発見ができなかったという部分になります。

○東座長 その薬液というのは、私は薬液のことは知らないんですけども、アスベストと反応すると白くなるとかというわけではなくて、薬液自体が乾くと白くなるものなんですか。

○齋藤主幹 そうですね。

○伊藤構成員 固化材ですよ。

○東座長 固化材ですか。樹脂か何かの固化材ですか。

○齋藤主幹 べたべたした樹脂状のものですね。ちょっと参考に、部屋の中の飛散防止剤の写真を。

参考ですけども、アスベストが機械室の中にあふれていましたので、そこも汚染区域としてアスベストを掃除して、同様に飛散防止剤の塗布をしています。この写真は最近、参考として用意させていただいたんですけども、壁の下のほうに、やっぱり飛散防止剤がたまって、白っぽく乾いた状態ということで。あくまでも参考ですけども、乾いたらこういう白っぽくなって、このアスベストに反応してということではないです。

○東座長 あの真ん中の、白っぽくなっているのが飛散防止剤の塊みたいなもの。

○齋藤主幹 乾いた状態ですね。ちょっとアップした写真が、コンクリートの少し粗面のところに白く乾いた飛散防止剤の状態です。この中に恐らく、幾らもアスベストの繊維が見えるという御指摘かなということは今、推測はしています。

○東座長 この写真の上のほうの、ちょっともわもわとした感じがしたりしていますけども、あれはアスベストが入っているんですか。それとも、飛散防止剤だけなんですか。

- 齋藤主幹 飛散防止剤だけです。
- 東座長 その後にも写真がありましたよね。その次のページですかね。7ページ、8ページ。7ページが市が撮った22日の写真で、このときは飛散防止剤は、まだ。
- 齋藤主幹 塗布されています。
- 東座長 されているんですか。
- 齋藤主幹 19日に除去して、そのときに塗布はしています。
- 東座長 されているんですね。これは、下から撮った写真ですか。
- 齋藤主幹 これは、上から。
- 東座長 これは、上から撮ったやつですか。その次のものも、上から撮った写真。
- 齋藤主幹 これが下の点検口から入って、下から見上げた写真になります。
- 東座長 これ、でも請負業者さんのほうが撮った写真ですね。測定業者さんではないではわけですね。
- 齋藤主幹 ではないです。
- 東座長 これ、左上のほうの白くなっているところとか、この辺も、右下のほうにちょっとありますけども、あれは飛散防止剤になるわけですか。
- 齋藤主幹 コンクリートの目の中へ少し入り込んで、乾いた状態だと思います。
- 東座長 測定業者さんがこれを見て、あれは飛散防止剤だというふうに思われるのか、アスベストの残りだと思われるのかというのは、その辺お互いに、やっぱり認識の違いが僕はあると思うんですね。その測定業者さんと請負業者さんと、堺市さんもそうなんですけど、お互いに見て、アスベストというふうに判断されるのか、疑われるのか、それか飛散防止剤の残りみたいな形で思われるのか。
- もちろん最終的には確認をしないといけないというのは、もちろん大事なことではあるんですけども、その辺の認識のずれが随分あるなというのがちょっと気になるんですけど、これは測定業者さんが見られたことがあるんですか。
- 齋藤主幹 私も現場へ行って、その測定業者さんとは何度も、いろいろな話をしていたんですけども、もちろん飛散防止剤が乾いて白くなるというのは、もちろん当然、知っている状況でして。恐らく、このあたりは私の受け取り方にもよるんですけど、飛散防止剤が全体的に白くなって、アスベストなんかはその白い中に、もう紛れ込んで見えなくなっているということを言わんとしていたのかなということですね。

その白くなっているところは飛散防止剤ですけれども、もうちょっと白いところをよく観察すれば、繊維状のものが幾らか残っているんじゃないかという、そういう御指摘と私は思っています。もともと飛散防止剤が白くなっている状態は、確認はしていただいて、そこはわかられていると思います。

○東座長 そうですか。わかりました。

それと、もう一点、先ほどの4ページに戻って確認したいんですけども。4月12日の再塗布があって、5月中旬まで飛んでいるんですけども、測定業者さんの報告書って4月21日の日付が入っているんですけども、1週間ぐらい、10日弱ですか、報告書をまとめられたということでもありますので、比較的早くまとめられているのかなという気はするんですけども。5月中旬に測定報告書が提出されて、飛んでいるんですけども、この日付の違いというのは、先ほどの整理するように指示されたというのが、その間に入っているんですか。このタイムラグは何が。

○齋藤主幹 この5月中旬に、5月末の工事工期の竣工に向けて、ほかのいろんな、同様に工事書類がたくさん箱いっぱいがありまして、その一部に測定結果報告書が入っていた状態です。一旦、4月21日でしたか。その日には元請業者のほうには提出されて、元請業者のほうでいろんな工事書類がある中で、一旦それを提出があったということで保管されていたと。

○東座長 止めていたんですか、そこで。

○齋藤主幹 あと、ほかの工事書類として、竣工の書類として全てそろえた中で、5月中旬に全てそろいましたという形で一緒に持って来られたと。

○東座長 わかりました。

○齋藤主幹 その中で、屋上防水の工事であったりとか外壁改修というのが4月の中旬から、そこからまだ仕上げの工事が続いていたという経過がありまして、その仕上げの工事のいろいろな工事書類も作成されて、早目に終わった測定の書類が先に出てきたと。全体の仕上げの工事も完了するに伴って、後でできた書類と一緒に出していただいたという状態です。

○東座長 わかりました。

報告書を提出されたときには、先ほどからありますけども、この3カ所の資料は省かれていたと。省くようになっていたということですかね。

○齋藤主幹 中旬に出てきたのが、市が初めて拝見したんですけども、その時点では、この①番と右側の赤い②と、それが一緒になった状態で請負業者から市のほうへ提出がありました。

○東座長 その後に整理するような指示があったということで、最終的には抜けたものが、その後、提出があったということですかね。事実関係を、ちょっと確認をさせていただきたかったところでした。

○奥村構成員 ちょっと、質問よろしいですか。

少し次元が違うのかもしれませんが、病院でも医療事故というのは起こるわけですね。これほど、いろんな方を巻き込んだということは本来、現場の決定だけ、判断だけではやらない、最高責任者が第三者の意見のことを聞きながらという、そういうことで、それは伊藤さんが御指摘したのが当然と思うんですけども。ちょっと私が気になっているのは、この4月11日、12日のことですね。

要するに、これでいいんじゃないかということが、いわゆる報告文書の前の段階で決裁されていますよね。これも、今、言ったように個人がやった判断なんですか。要するに、指摘があったところを目視していないから、もういいんじゃないかという。要するに報告書の前の段階ですよ。そこから、ずっと個人レベルの、市の職員のある人が決裁をしてということなんですね。

○齋藤主幹 そうなります。

経過から申しましたら、3月23日、28日ですね。堺市の建築課の目視確認の検査を一定ここで行って、除去はもう完了したという認識でおったところがありましたので、再度、指摘に対しては現場の担当と請負業者、アスベスト専門業者の見ただ中の、御指摘されているような判断になっております。

○奥村構成員 そうしますと、例えば医療事故の場合でもニッツ利益というのがあるんですけど、実際、例えばこれも調べていって、健康被害についてはそれほどいうふうなことの、結果的になるかもしれませんが、いわゆる慰謝料等のことについて言いますと、その対応そのものが本当にどんなものだったのかということというのは、非常に問われる中身ですので。そこは、本当にそうなのかどうかというのは、こういう公の場で言うと、今の話で言うと齋藤さん一人の判断で、もういいんだというふうなことになっちゃっているというのは、これ本当に大変なことなのかなというふうには、ちょっと思ったことと。

今後は、こういったことについて現場だけで決裁をするのかどうかということだと思いますと、その辺は後でちょっと聞こうかなと思うけど、今後はどういうふうな指摘があったときに、自分たちに都合のいい結果が出たときは当然オーケーだけ、都合の悪い結果が出たときにも、どういうふうに判断するのかというものが担保されない、やっていることそのものが非常に、時間が本当に。我々はそうすけれ

ども、実際、被害を受けたんじゃないかと思われるような方々にとっては、本当に精神的にはしんどい状況になりますので。

もう一回確認しますけれども、その4月10日に測定会社から受けたことについては、もういいんだということの確認は、除去業者と市の現場の職員の方がやられたということなんですね。上の報告はなかったということですね。

○窪園局長　　今回の件につきまして、何回も申しわけないんですけど、もともと、こういう大きな事故を起こしまして、案件がアスベストという市民の健康に関する大きな事案であるにもかかわらず、通常の工事と同様な扱いで行ってしまっているところがございます。その部分につきましては、私ども、やっぱりこれを機に組織的にちゃんと見ていくように、ちゃんとその辺を見直さなあかんなど、事務的にも見直さなあかんというふうに思っております。

当然、これ、今回の事件の、私もこの4月から局長をさせていただいた中で、やっぱり一つ一つの事務をちゃんと確認とか、チェックをしていくというところまでやっておかなあかんかったんですけども、それができていなかったということも確かでございます。その部分につきましては組織的に、私も重大な責任を負っていると思っておりますし、組織的に責任があつて、ちゃんと対応していかなあかんかった部分だというふうに思っております。すみません。

○東座長　　よろしいですか。

○奥村構成員　　であるならば、今おっしゃった、通常の工事と同じようにやってきたとおっしゃってましたね。じゃあ、特別な工事、そういう重大な工事であれば、どういうことをすべきであったのかということは、やっぱり示すべきだと思いますけど。それが、みんながこれから、この懇話会であつたりとか、堺市の対応を信頼する最も大きなことになるので、そこが今日出なかったら次のステップには、なかなか僕は行けないのかなというふうに。

要するに、特別対応をするというのは、具体的にはどういうことを。通常やっていた場合は、今言った中身、特別対応で言ったらどういう中身、具体的にちょっとお示しをしていただければいいんですけども。資料にはないので、これからなのかもしれない。

○窪園局長　　現時点で思っておりますのは、工事検査書類につきましては、今まで係長が確認した中でやっていました。それを課長が最後までちゃんと確認するという、いわゆる管理職までちゃんと確認するということが1点と。

ちょっと時期が、3月から4月のかかりなので言いにくいところもあるんですけど

ども、建築部という組織に加えて、私ども建築都市局の総務というところが、事務職の方がそういう事務にもいろいろ精通しておりますので、その者たちに、こういう事象につきましては一つ一つちゃんと報告して、ちゃんと確認して、ちょっと建築部の中で今、私も含めてなんですけども、危機意識が非常に低かったところを、改めて組織としてフォローしていきたいというふうに思っております。

○伊藤構成員　　確認をさせてほしいんですけど。

通常の工事と違うというのは、ちょっとひっかかったんですけど、例えば堺市の建設局が建物の耐震補強工事をやったと、その下請の業者がこの耐震補強工事はいかげんですよという報告書を書いて、それが堺市に報告書が渡ったと。ところが、それを聞いた係長なりが勝手に判断して、そこまで言うことないやんというふうなことで判断できるんですか。そういうことが許されるんですか。先ほどの話だったら、要するに係長の判断がということだったんですが。

○窪園局長　　2つを一遍に言ってしまいまして、すみません。通常の工事も含めて、管理職までちゃんとチェックをするようにいたします。

○伊藤構成員　　いやいや、今現在は、そうっていないんですねと確認しているんです。

○窪園局長　　今のところは、係長までしか見ておりませんでした。

○伊藤構成員　　実態はわかりました。

○奥村構成員　　そうなれば、このASKさんですか、その測定会社さんとその後、時間をとって、いろいろ議論ができないというふうな状況だと思うんですけども、それでいいのかどうかというのは係長の決済なんですね、今のまま。

例えば管理職、私、病院長ですけれども、そういう測定会社の人がおって、いや、話をしてくれないですと。それは、もうみずから進んで行って懇談をするとか、そういうことが特別対応だと思うんですが、それはどうでしょう。まず、そこからスタートしないと、もう終わったことは言ってもしょうがない。今後がすごく大事ななというので言っているつもりですが、まずはそのところを。

実験は、すごく精巧にできていたと思うんですね。伊藤さんがそれを言われて、あれをやった会社だったら、そんなにむちゃなことは言わないだろうし、注意もしているのにもかかわらずというところがあるので、そこと具体的に詰めた話をされていないということは、これはまだ通常の工事の段階を終えていないんだなというふうに認識したんですが、いかがですか。

○窪園局長　　今、係長までと言いましたが、通常の工事検査の書類の話でござい

まして、測定会社さんとの話につきましては、私も含めて、そういう話している状況をつくっていくということに関しては、やっていきたいというふうに思っております。

○伊藤構成員 ちょっと話がずれるんですけど、アスベストの特殊性というか、あれですけど、日本には除去業者がやった除去工事の検査制度というのが、日本の法律ではないんです。ところが、アメリカでもイギリスでも、ヨーロッパの国々でも除去工事の後の検査が非常に厳密なんです。つまり、除去業者よりも検査会社が優位なんです。当たり前のことです。

つまり、堺市がアスベストの被害を、この事件を契機にもっと減らしていこうということで考えれば、物すごく基本的なところですけども、除去業者を信頼したらあかんとさっき言いましたけども、検査会社をある程度信頼して、全面的に信頼したらあきませんよ。だけど、ある程度信頼して、その助言をもとにして考えるというのは、私は絶対必要なことだと思います。先ほどおっしゃったアスベストが特殊ということに関して言えば、そういう側面はあるかもしれません。

○東座長 よろしいですか。アスベストに限らず、助言があったら確認するというのは要と思うんですけどね。少なくともアスベストが落ちたというような御指摘ですから、それが測定業者さんのお話であったとしても、測定業者さんは恐らくアスベストの測量を普段やっていらっしゃるから、入念にその辺をチェックされているのは思うんですね。

だからゆえに、アスベストが落ちていたり、あるいは少し除去残しがあるんじゃないかなという疑いがあった際には、アドバイスをしていただいたということだと思うんですね。ですから、そのアドバイスに対して、ちょっと耳が傾けられなかったというのが今回、非常に残念なことだったかなというのは、もう皆さん、既に認識されていることではあるかと思いますが、そうだろうと思うんですけども。

○伊藤構成員 もう一つ、これ、東先生や奥村先生の御意見もお聞きしたいんですけども。

10ページの気中濃度の測定なんですけども、気中濃度はどういうときにやるかということ、例えば除去工事をやっている、要するに屋外での気中濃度測定というのはどういうときにやるかということ、除去工事をやっているその最中に、その敷地のその横で飛散があるかどうかということ調べるのは、少し意味があります。日本の法律では境界域になりますので、非常に甘いので、これは問題だと私は思うんですけども。

つまり事件があって、その除去工事が終わってしばらくしてから外の気中濃度はかっても、ほとんど意味がない。自己満足といいますか、つまり先ほどの写真のあった倉庫の中に、それこそ点検口の横に測定器を置いて、発じんしているかどうかという検査をするのであれば、私は少し意味があると思います。

つまり、一応堺市は密閉したという状況であっても、まだ発じんしている可能性があるかどうかということ、室内で調べるというのであれば意味があると思いますが、事が済んでから外で測るとするのは、余り意味がないんじゃないかと思っています。

○東座長 確認ですが、これ測定は、工事中はされていたんじゃないかなって思ってた。工事中は測定をしていないんですか。その除去工事期間ですね。

○齋藤主幹 もちろん除去工事、その作業前、作業中、作業後ですね。しておりますけども、この指摘された4月15日だけを抜粋して、少し測定の全体像が見えにくい状態にして、申しわけないです。

それぞれ15日から測定したのが、一番上のところに主な工事内容ということで、この除去作業後、またほかの外壁の改修であったりということでありましたので、その目的に応じたものを、たまたまという言い方は語弊があるんですけど、その目的に応じて測ったのが、4月15日以降7回あったという状態です。15日以降に何もなくて測ったものではなく、それを測ったものがあったので、こういった状況でしたということです。

言われているように、この外回りの確認ということでやって、言われているのが今年の3月にも改めて密閉した状態ですけど、外周りしか測っていないと。そこは何も出ていないから、出るはずもないという御指摘だと思います。それを密閉されているんでしたら、3月3日、今月に測った分も部屋の中の点検口の直近、そこを測って出ていませんということであれば、少し理解できるかなと。言われた内容はおっしゃられるとおりだと思います。

○奥村構成員 おっしゃられるとおりというか、要するに誰の判断で、どこを測ったら検証されるのかということ、プロに聞かないとかというのは聞いていないんですか。どこを測ったら一番有効だとか、健康被害のことを精査できるとかということは、誰かにアドバイスをいただいたんですかね。

今の御指摘のとおりだという前に、アドバイスを受けたんですか、ここを測ればいいんだよという。

○齋藤主幹 そこは、我々の判断です。

○奥村構成員 ですよね。だから、我々の判断が、これが通常ということなんです。要するに、第三者とかオーソリティーに聞くとか、やっぱりそこのところだとは思っています。だから、これでは、余りよくわからないというのが実際のところですよ。

○東座長 点検口のところは、おっしゃるとおりというのは、あれは中の話ですね。

○伊藤構成員 だから、発じんしてるかどうかの。

○東座長 それは、先ほど測ったというふうにおっしゃっていなかったでしたっけ。測っていないんです。

○齋藤主幹 測ったのは、3月では周りですけども、中の清掃をやったり、この4月15日までのそれぞれ部屋の中の清掃をするとき、そのときは作業前と作業中と作業後は管理用として、それは部屋の中もちゃんと測っている状態ではあります。

○伊藤構成員 だから、その点検口がふたをする前には測っているけども、ふたをして、今も発じんしているかどうかということの確認はしていないと。

○東座長 そういうことですね。

○伊藤構成員 発じんを調べるというなら意味がありますけども、戸外の計測というのはほとんど意味がないと。

○東座長 戸外も押さえとしては、とっておかなくちゃいけないと思いますけど、もし、そこに検出されたら非常に大きな問題になりますので。

○伊藤構成員 そうですね。

○東座長 ちょっとそのあたり、もう一度整理をしたほうがよいと思いますので、ちょっと整理を、どの分で測られているかということ、戸内も含めてですね。少なくとも戸外は、ほぼ検出下限値未満ですから心配することはないと思うんですけども、発じんしているかどうかというのも含めた確認が、どこまでされているかという整理をしていただいたほうがいいように思いますので、その辺、またちょっと改めて。

○齋藤主幹 除去工事の中で同じように、そのときの測定結果もありますので、それは、またお示しできると思います。

○東座長 他、いかがですか。先生方、他に何かありますか。いかがですか。

あと、今後の予定をもう一度確認をさせていただきたいんですけども、煙突内のアスベストの有無の確認を今、アスベスト含有建材調査者協会さんに相談して、現在、調整中ということですね。まだ、その時期的なものとかに関しても、まだまだ、ちょっと今は何とも言えない状況になるわけですか。

○齋藤主幹　　今の段階では、まずは確認の方法と、そういう検査体制も含めて、今、御相談をしている状態です。

○東座長　　例えば、その調査者協会さんでは、お一人とかではなくて複数名で確認いただけるとかような、そういう形になるんですか。それとも、どういうふうな確認を、それももしかしたら今、相談中かもしれない。

○齋藤主幹　　そのあたりも含めてですね。

調査者のほうで、工事前のアスベストの調査からお話を伺っているのは、工事完了の一環した調査というのは、もちろん目的に仕事をしていますという中で、その中でも施工に長けた人を今回の除去に対して、施工に長けた人が確認できるようにということで、人選も含めて今、御相談しているところです。

○東座長　　万が一、アスベストが残っていたとか、周囲には今のところ出ていないから大丈夫だと思うんですけども、ただ、何かの評価に加えなくちゃいけないということになると、少し全体にも影響しますので、できるだけ早くお願いできればとは思うんですけどもね。わかりました。ありがとうございます。

ほか、いかがですか。よろしいですかね。

全体の状況を御説明いただいたということで、少し確認事項とかがありましたけども、今の状況はまだ最終的な確認ができていませんので、何ともまだ言えないところはあるとかとは思うんですけども、まずはその確認作業を進めるところを急いでいただきたいというふうには思いますけども。

じゃあ、一応、次第の1についての質疑は、これで終了とさせていただきます、次第2の今後の進め方についての説明を、事務局のほうからお願いいたします。

○齋藤主幹　　2番の今後の進め方ということで、資料のほうは掲載しておりませんが、まずは煙突内のアスベストの有無の確認について、その確認の方法であったり、検査体制であったり、調査者協会と調整を行いまして確認作業を進めてまいりたいと思います。まずは、これを早急に行えるように、段取りのほうをしていきたいと思います。

少し、その後の予定をお話ししましたら、その有無の確認の結果が出て、また、それを踏まえて細かい議論をさせていただいた、アスベストのばく露量の算出であったり健康リスク評価への影響というのも、もう一度、この確認作業の結果を受けて行う必要があると思いますので、その結果が出た後、確認作業をまた行う予定であります。そのあたり、確認結果について次回以降の懇話会で、まず、この部分の確認の検証結果がどうなったのかということの結果と、リスク評価への影響ですね。

そのあたりの影響はどうなるのかというところを、次回以降お示しできたらと考えております。

以上です。

○東座長 ありがとうございました。

それでは、この今後の進め方について、構成員の先生、何か御意見とかありますか。

○奥村構成員 齋藤さんがずっと報告をされているんですけども、今回のことについては、かなりの当事者の部分が私はあると思いますので、やはり引き続き継続ということも大事でしょうけれども、同じような方が一緒について、できれば次回からは、その方が報告もしていただきながらやるという体制をまず確認しないと、だめだというふうに思う。

要するに、これは責めてもしょうがないところがあります。かなりストレスもたまっています。我々の中でいったら、そういう、してしまった。もちろん悪意でやっているわけではなし、いろんな段階で、本当に次の第2次、第3次のことが起こるのが非常に怖いと思いますので、ぜひ、そこはそうしてあげてほしいなというのが一つということと。

もう一つは、何とか社団何とかというのがありましたよね、建築物。この人らの信憑性とか、先ほどの伊藤さんの話じゃないけども、日本は法律が整っていないとおっしゃいましたけど、これ、どうやって信頼したらいいんでしょうか、ここのところ。僕らはわからないんですけども、ここは信頼が置けるというお墨つきは何で、J I Sマークがついてるのか、ちょっと教えていただきたい。

○窪園局長 一般社団法人の建築物石綿含有建材調査者協会さんにつきましては、一応、業者さんも当然団体で入っておられるんですけども、今、国交省のほうで、いわゆるまちづくりに対する委員会とか、そういうことをずっと進められている中で、ちょっと部会名は正式でないんですけど、アスベストに関するものもございまして、それにつきまして、この調査者協会さんが入って、いろいろ御意見とかアドバイスをされているということと。

割と国のほうでも、そういう活動をされている中での、公正にという言い方にちょっと語弊がありますけども、そういう形で普通の業界団体さんみたいな、そういうあれではなくて、やっぱり国のほうでも認められて、そういう形で協会として活動、アスベストの危険性とか、そういうことに対して是正していこうという活動をしていただいている協会さんということとでございます。

○伊藤構成員　　もうちょっと言いますと、アスベスト診断士という制度とアスベスト含有建材調査者という、大きくいうと2つの、もちろん工事の認可を受ける資格もありますけども、その診断士というのは、石綿協会がつくった。つまり、マッチポンプですよ。僕らはそれで、すごく嫌なんですけども。要するに、石綿を売ってもうけた張本人たちが、老後の仕事として診断士というふうな仕事をやっていらっしゃるといふような側面があります。

それに対して、調査者というのは、要するに国交省が肝いりでこの制度をつくって、一応、今回のような除去工事の前提で確認をするときに、有資格者による確認ということ、国交省はそれを推進したんですけれども、何せまだ900人しかないということ。まだ制度化はできないというふうに、この間も聞きました。

ただ、それは国交省であって、厚労省はまた違う制度のことをいろいろ言ったりしていて、ちょっとややこしいんですけども。ちょっと、そういう違いがあって、とりあえずは僕らの運動、アスベストの被害をなくす運動をしているところからいうと、調査者にとりあえず頼らざるを得ないといえますか。そこでも、いろんなレベルの人がいらっしゃいますので、一概にどうということはいえないと思いますけども、そういうふうに見ております。

○東座長　　先生、よろしいですか。

今のところ、調査者が一番、調査という意味では一番、ここに頼るのが今はベストだろうという判断ではありますので。ただ、何かお一方だけではなくて、複数人があれば客観性が増すかもしれませんので。その辺、どうやって客観性を増すかというところは、ちょっとまた、内部で御検討いただければと思うんですけども。

ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、時間も8時半になりましたので、傍聴者の方から意見をお伺いしたいと思うんですけども。これまで、今日の議論の中で、あるいは報告の中で意見等のある方は、いらっしゃいますでしょうか。挙手で、手を挙げていただけますか。

じゃあ、そちらの方。

○傍聴者1　　近隣住民のものです。

まず、最初にお聞きしますが、堺市における公文書の定義とは、どのようになっていますでしょうか。

○東座長　　どうしましょう。まず、一つずついきますか。

○傍聴者1　　一問一答で。

○東座長　　一問一答ですか。じゃあ、幾つぐらいありますか。

○傍聴者 1 5 つぐらいあります。

○東座長 5 つぐらいですね。じゃあ、5 つ目の 1 つ目ですか、公文書の。

○傍聴者 1 いや、専門家が 1 人おられますので。吉田区長が専門家のはずですが。

○吉田区長 私も、もう実務を離れて長いんですけど、収受が行われたもので、決裁の中で供覧が完了したものであって、これが文書管理上の手順を踏んで、文書記録等でトリミングされた保存期間の年限を付したものだっただけかな。

 ちょっと全部は思い出せませんが、まだ欠けているのがあったら、もし。

○傍聴者 1 それで確認したいのが、業者から上がってきた報告書と市長へ提出された報告書が、34 ページですか、抜かれていたそうですが、私は確認していませんのでわかりませんが。この業者からの報告書と市長への報告書、これは、どちらも公文書でしょうか。

○東座長 お答えいただける方が、言っていたらと思っておりますけども。

○窪園局長 今回、写真等を抜いた段階におきましては、まだ一応、こういう形ですという最終の収受が、出すための、その前段の整理の中で行われたものです。なので、その段階では公文書ではないというふうに思っております。

 ちょっと公文書の定義が、もし間違えていたらごめんなさいですけども、いわゆる収受したという形で言えば、先に持ってきたやつをこうしてねという形で言った段階ですので、まだ収受はしていない段階です。

○傍聴者 1 しかし、直すのはおかしいですよ。向こうから上がってきたものを、こちらの目的に合っていないからといって直して。えらいおかしな話になっていきますけれども、それはそこままで置いておきます。

 それから、測定業者が残りがありますよと御指摘されているわけですね。その確認を、この測定業者の方も一緒にされたんですか。

○齋藤主幹 1 回目の指摘が 4 月 11 日にありまして、その内容を受けたのは市の担当者であったんですけども、確認後、12 日に清掃と、また、飛散防止剤の塗布を行ったんですけども、その確認を行った段階で、測定業者に対して処理が終わりましたという報告は。

○傍聴者 1 いえ、そういうことを聞いているんじゃないんです。あそこに残っていますよということを測定業者に教えていただきましたかということを知りたいんです。来ていただいて。

○齋藤主幹 11 日の段階で、その現場で測定業者と市の担当と実際、煙突のと

ころで立ち会って、こういったものがアスベストの取り残しと言われるようなところだと示した、代表的なものをお聞きした状態です。

○傍聴者1 測定業者が、うそを言っているんですね。取り残しがなかったということは。

○齋藤主幹 そこも確認を、それぞれ担当と工事業者と専門業者と行ったんですけど、繊維状のものが明らかに見えたということ、発見ができなかったという状況です。

○傍聴者1 発見できなかったというのが、よくわかりませんが。測定業者は残っていますよとおっしゃっているのに、現地で確認した方たちが、だから、そこらをしっかりすり合わせせな、だめなんじゃないですか。と思いますよ、私は。

専門家じゃないんで、よくわかりませんが、測定業者が残っていますよと言っているんですから。ほんで、あなた方が残っていませんとなったら、これ、食い違っているわけですね。ということは、どこかできちっと整合性をとらないと、後に進めませんよね。今の話で、よくわかりましたが、何もされていないということですね。

○齋藤主幹 すり合わせができていませんでした。

○傍聴者1 次にいきます。

この懇話会に、いろいろ資料が出されておりますが、全く懇話会の審査に影響のないような形で資料が出されていますでしょうか。市長への報告が34ページも飛んでいるんですから、ここへの資料も飛んでいませんか。信用してよろしいですか。

要は、早い話が、都合のいい資料だけ出されてということですよ。

○窪園局長 そういうことは、ございません。今回、全て関係ある部分の写真等については、お出ししております。

○傍聴者1 だから、今まではなかったんですよ。

○窪園局長 結果として、そういうことになっておりますが、今回の説明に当たって必要な写真等については当然、全部お示ししております。

○傍聴者1 要は、今までずっと5回、傍聴をさせていただいていますが、全て配られた資料は正しいものということで認識して、ここに来ているんですよ。それが、第6回目になったらおいおいって言われたって、今後のことは信用できないんですよ。

実際に被害に遭われている方たちは、もっと特にそうだと思いますが、そこらあたりどうですか。

○中野部長　　今まで5回、懇話会を重ねて、こういうような形で皆さんにもお聞きいただいています。その都度、その資料についても、実験についても懇話会の委員の方々、もしくは地元の方々にオープンという形で、我々は進めてきました。

今回、こういう形で我々の書類の不手際から、皆さんに御迷惑、御心配をおかけしているところはあるんですけども、今までの資料については当然、委員の方々にも、現場にも確認していただき、それに基づいた資料になっていますので、今までの懇話会の資料については間違いないというような形で認識していただければと思っております。

以上です。

○傍聴者1　　最後、なぜ信用できないかといいますと、ちょっと委員の方がおられるから言いにくいんですが、29年度の懇話会の発足時、本来は座長を決めてしなければならぬのを、おやりになっていなかったですね。

だから、そういう点から見てもコンプライアンスとか、そういうところがものすごく抜けているように思うんですよ。何か、いかげんにおやりになっているようにしか思えませんので、こういう質問をさせていただきました。

終わります。

○東座長　　では、ほかの方、御質問とか、あるいは御意見とか。傍聴者の方、いかがですか。

じゃあ、左の後ろの方。

○傍聴者2　　近隣保育園のものです。

1つは、アスベストが今回の工事で、私は取れるものだと思っていたんです。実験をします、アスベストが煙突から取れます、何もない状態で煙突をふたします、こうなると思っていたんですよ。ところが、そうじゃなかった。

今、見解が、堺市さんとその測定業者と、シール材なのかアスベストなのかという見解が違う。ここは先ほど言っているところで、いろんな議論があったので、それはもう第三者として、私は懇話会が第三者になっているのかなと。だから、そこに今回のことが、堺市の判断だといって懇話会で組織的な議論を、今後の方針を、こういうのが出てきましたよというのを、じゃあ、これをどうしましょうというのを決めるのかなという理解を今まではしてきました。ところが、そうではなかったということが、今日明らかになったので、それは是正をしていただきたいということと。

それと、今後のことですが、まず今、立場が違って見方が違うということで、次、

第三者の何とか委員会ですか、調査をそこに出すんですが、私たちが問題とするのは、そこにアスベストがある場合、次、その建物を壊す際にどうなるのかということです。今は、アスベストがあったから、それをわざわざ内圧をかけて、特別な工事をしたと。なくなったと思っていたら、あるかもしれないということになった場合、あった場合は、それが基準内であるのか、基準外であるのか。基準外であれば、もう一回内圧をかけて、もう一回きっちりと煙突をとらないといけません。そのころに、私たちはいてるかどうか、わからないわけですよ。だから、それをきっちり今回、調査をしないといけないということになると思うんです。

ですから、その調査者の方にどういう検査をされるのか、目で見るだけの検査で終わるのか。でも、その目で見るやつが先ほどのところでは、立場が違ったら見解が変わってくるわけですから、それでは困るわけなので。そこを、だから、測定業者を呼んでいただいて、ここが疑わしいというところについて一部、掘削するとか取るとかいうことで、成分をやっぱり調べてもらわないと。そこをもって、第三者のことでアスベストがあるのか、ないのかということのをきっちり検証していただかないと、今後、あそこの周りに住む住人としては、保育所もそうですし、周りの住民もそうですが、あるということになるのであれば意味はないですわね、今回のことは。何ら教訓化されていないということになるので、その点については、くれぐれもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○東座長 今のことに関して、確認方法といいますか、検証方法について何か、事務局のほうからコメントとかありますか。

○窪園局長 今おっしゃっていることは、もっともなことだと思っております。

調査の方法とかは、やはり専門家の方に御相談しながら、今、アドバイスをいただいたように複数にするとか、そういうことも考えながら、やっぱり目視でやるのか、やっぱり成分というか、ちゃんと一部をこそぎ取って、そこを顕微鏡でちゃんと見て、までやってくべきなのか。その辺も含めて、ちょっと申しわけないんですけども、やはり懇話会の先生方を頼らせていただいて、ちょっと御相談しながら、調査者協会とも相談しながら、ちょっとその辺が、皆さんが一番納得できるような状況でやっていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○東座長 では、ほかの方、御質問、あるいはコメント等、いかがですか。

じゃあ、後ろの方。

○傍聴者3 近隣保育園のものです。

今日、保護者の方も職員もたくさん出席しているんですけども、この事故が起

こってからもう1年が過ぎ、当時、年長だった保護者の方も卒園し、また今年度も3月に卒園するというので。いつになったら、これが終わるのかというのが私自身もすごく思っていますし、保護者の方もだんだん、やっぱり疲れたりとか、それから信頼しつつ、いろんなことを進めてきたのが、また新聞報道によって知らされてということで、今後、どうなっていくんだろうというのが率直です。

当面の調査協会に相談しということなんですが、いつまでに、どんなふうな計画を立てているのかというのが見えないから、すごく、やっぱり大変しんどいなというふうに思っています。その協会に相談するけれども、いつまでに方針を出して、どんなふうクリアしていくのか。何年がかりになるんだろうというのがあるので、そう言っているうちに、市の担当の方も退職等と、それから、異動ということになりますので。本当に齋藤さんがずっと、しばらくは責任としていろんなところに残っていかれるんだろうなというのは思うんですけど、1人だけではなく私も、この大きな問題になっている以上は、市全体で取り組まないといけないですし。

本当に、いろんな保護者の意見とか、それから、園の状況なんかもお伝えするんですけど、そこをまた庁内に持って行って、相談してということで、ものすごく庁内でも時間がかかるので、やっぱり、すぐに判断できるような人が誰なのか。意見は伝えるんですけど、そしたら、誰がそれを、意見を決定できていくのかというのが、本当にちょっと、よくわからないなというところもありますので。それは、先ほどから出ている組織の問題とかというのもあるのかなというふうには思いますので、そこは本当に改善していけたらというふうに思います。

それから、郵送等で懇話会の時期というのが郵送で行っていたんですが、保護者とか、それから元職員からは、時期がぎりぎりなので参加できないという声もあったんです。もう今週についてもというような意見もありましたので、そのことも含めて日程も、どんなふうに見通しを持って決めて、伝えていくのかというのも考えていただけたらというふうに思っています。

○東座長 ありがとうございます。

今の御意見に対して、何かコメント等。

○窪園局長 この事件は当初、そういう事故を起こして以来、2年もかかってしまって、本当に申しわけございません。

私ども、齋藤が中心になってやっておりますが、ここに出ている担当それぞれが手分けしてやっていっているのではございますけども、なかなか見えない。まして、今回、こういうようなことを起こしてしまったということで、本当に皆様方には御

迷惑をおかけします。申しわけございません。

特に、今回の連絡もちょっと遅れましたけども、今後どうしていくかという話、また、いつ開くかという話につきましては早々に、できるだけ早い時期に連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

○東座長 ありがとうございました。

じゃあ、ほか傍聴者の方、御意見、あるいは御質問等、いかがですか。

じゃあ、お二人、どうしましょう。先に手を挙げた右の方から順番に。その次、左の方ですね。

○傍聴者 4 近隣保育園のものです。

アスベストのことについては、もう全くの素人で、先生方のこととかでわかっているような、わかっていないような感じで話を聞いてきたんですけれども。すごく基本的なことを聞かせていただきたいんですけれども、建物の中にアスベストが1本たりとも残っていないという状態にはできないだろうなどは思っていたんです。なので、そのために飛散防止剤というのを吹きつけているんだというふうに思っていたんですよ。それをしているにもかかわらず、測定業者の方が、ここに残っているのが危険だ危険だと言うのは、どういったことが危険なのかが、ちょっとよくわからなくて。

先ほど、おっしゃられたように、あの建物を取り壊すときに再飛散するという可能性を指摘して、危険だと言っているのか、それとも、その飛散防止剤というものが劣化して行って、いずれ自然的にまた飛散するという可能性があるということで危険だと言っているのかということが、ちょっとよくわからないので。何について今、残っていることが危険で、どういう影響がこれから出てくるのかというのを、もう一度、御説明していただいでよろしいでしょうか。

○東座長 では、ちょっと私から御説明したいと思うんですけれども。

あくまで、今回、アスベストが残っているのが危険であるとか、それが周囲に飛散して、皆さんに健康被害を与えるからというようなことは、必ずしもそういうことが言えるわけではなくて。残っている状態で放置してあるということが、いわゆる工事として完全に除去し切れていないよというのが、まず1つですね。それが、きちっと報告がされなかったというのが今、問題になっているわけでした。

ですから、今回、この煙突の中に若干、残っていたとしても、今は完全に封じ込めた状態にありますから、皆様方に直ちに、何か健康に影響を与えるとか、健康リスクが上がるような心配というのは、今はされなくても大丈夫だと思いますので。

その点は、御安心をいただければいいかなと思います。ただ、工事上、やっぱり本来は完全に除去するという工事が契約上、取り交わされたわけですから、それが残っていたという疑いに関して、今、それがちゃんと報告されていなかったという事実に関して、今、確認をしていこうということですので。

繰り返しになりますけれども、残っているということが、直ちに皆様に何か危害を与えるということではないので、その点だけは御安心いただければと思います。ただ、残っていた場合、将来、これを除去すべきなのか、このまま封じ込めて解体時に除去すべきなのかというのは、本当に残っているかどうかということと、残っているレベルというのを確認した上で、今後、考えていく必要があるかと思います。

○傍聴者 4 飛散防止剤というのが自然劣化して、再び飛ぶということは通常あり得ないと考えていいですか。

○伊藤構成員 耐用年数がどのぐらいかと、僕、勉強していないので、よくわかりませんが、それよりも大きいのは、残っているよという指摘のある文書が、要するに表から消えてしまうと。例えば、先ほども話があったように、堺市の職員さんは入れ変わります、代変わりますよね。そうすると、残っているということがちゃんと伝わらないという危険性があった事件だと思います。

だから、今度、解体工事をするときとか、補修工事をするとき、そのことに気づかないで、また飛散させてしまうというふうな危険性があったと。そこが一番大きいんじゃないかと、私は思っております。

○傍聴者 4 また飛散する可能性というのは、どういうことで。

○伊藤構成員 ですから、残っているということを知らずに工事をしたり、補修をしたりということになると飛散する危険性がありますから、堺市が、こういう指摘があったということこれから検証しますけれども、その時点でそれを消しているという、記録を消していること自身がすごく大きな問題だというのは、将来にそういう危険性があったということだということです。

○傍聴者 4 ありがとうございます。

○傍聴者 5 市民です。

この懇話会に来るたびに、ちょっと憤りというか、怒りというか。みんなが冷静にしゃべっているのが、いつもすごいなと。めっちゃ腹が立つときがあるんですけど、それは言ってもしょうがないんですけど。

伊藤先生も言っってはったんですけども、1回解体するのを失敗して、ごめんなさいして、また頑張りますと言って、また失敗して、どないやねんというのがあって、

もうすごく腹が立って。いや、僕だけかもしれないですよ。後ろの人は、みんな腹が立ってなくて、堺市民はみんな腹が立っていないかもしれないですけど、僕はめっちゃ腹が立っていて。それを、もう一回ちゃんと説明して、みんなにごめんなさいせえやと思うし。もう何回も、この失敗しましたの話で懇話会を開いて、これだけ人が集まって、一体これ、それぞれすごい額の給料をもらって、この2時間で一体どれぐらいのお金を使ってんねんみたいなね。もう無駄、無駄、無駄、無駄みたいな。何か興奮してきたので、この辺にします。

それは僕の心情でして、質問は2つありまして。1つは、これをもう一回調べるということは、せっかく鉄とかコンクリでふたしたやつを、もう一回ぶちあけて、もう一回あるかないかを調べるという無駄なことを、またするという事なんですかというのと。この除去する工事って、一体どれぐらいのお金がかかっているのかなと。どれぐらい業者に払っているのかなという2つです。

○齋藤主幹 1点目の、あるかないかの確認は、これから御相談を各機関でさせていただいて決めていくんですけども。まず、内部を確認するという事になりましたら、1階の点検口の、今シール材でとめているところのシールを除去して、扉をあけて、中に入って確認するという事が一番、想像できるかと思います。その検証方法は、これから詰めていきたいと思っております。

あと、今回行ったアスベスト除去工事の請負額が、全体の、この機械室棟の屋上防水と外壁のリフレッシュの仕上げの工事も含めて約2,000万円の工事。あと、除去と機械室の中にあふれかえっていたアスベストの清掃も含めて、2,000万円強かかっている請負工事になっています。

○東座長 よろしいですか。じゃあ、右の方。

○傍聴者6 保育園の保護者の者です。

事故があって、初めは堺市さんへの不信感があった状態から、こういう懇話会とかを立ち上げていただいて、すごい堺市の方も職員の方も大変な中、対応をいただいていると思うし、連絡会とかも開いていただいて徐々に、やっぱり特別待遇というか、ここまでしてもらって。本当に、健康被害がこれ以上というか、本当にどの程度だったのかというのを、もっと真剣に実証してもらっているんだという、そういう気持ちがあったので、一度、外壁にアスベストが含まれていたというのが、知らなかったことが、事実が1回わかったときに、本当にちょっとショックを受けたんですけど。今回、またこういうことがあって、もう解決に向かうと思っていたところで、本当にショックでした。

本当に、もう何を信用していいのかなという気持ちがあるんですけども、そういう保護者の気持ちとかを考えて、この程度であれば健康被害はない、大丈夫だと思って報告書とかも抜いたりとかされたんだと思うんですけども、それがあったことで保護者とか、この関係している方がどういうふうに思うとか、ちょっとその辺も考えていただいて、対応してほしいかと本当に思っています。

質問なんですけども、この報告書を出してもらった測定業者、アスカ技研ですか、そこの話というか、ヒアリングとかはしていただけるということなのか、きちんと、どことどこが残っているかとかいうことは、今後していただけるのかということ、すみません、お話はあったかもしれないですけど、確認をさせてもらいたいです。

○東座長 事務局のほうから、いかがですか。測定業者のヒアリングの御予定というので。

○窪園局長 測定業者さんにも今回、こういう指摘をいただいて、測定業者さんは真摯に仕事をやっていただいていたという中で、こういうことになってしまったので、測定業者さんとも一回お話し合いをする場を持つように、ちょっと連絡をとっていきたいというふうに思います。

○伊藤構成員 そのときに、僕らを呼んでください。もちろん、お忙しい方々ばかりですから、みんなが行けるとは思いませんけども、ぜひ僕らも参加させてもらいたいと思います。

○東座長 じゃあ、ほか、いかがですか。あと、まだ時間もちょうど9時ですけども、もうお一方とかありましたら。よろしいでしょうか。

では、傍聴者の方からの御意見等は、これで終了させていただきまして、最後、次第の4、次回の懇話会の開催について事務局から説明をお願いいたします。

○永野課長 次回以降の懇話会の予定ですが、先ほど、今後の進め方のところで御説明させていただきましたとおり、検証を進めてまいりたいと思っておりますので、開催の時期につきましては、煙突内のアスベストの有無を調査した後に決定いたしたいと考えております。

以上でございます。

○東座長 ありがとうございます。

その他、最後、何か御意見等、いかがですか。

○奥村構成員 今のは、調査した後でということですけども、大体の時期を言わないと、あれだけ市民の方がおっしゃっているんだし。それと、私がちょっと疑問

に思ったのは、調査をする、その調査の、いわゆるそれが指摘なことなのかどうかというの、我々がまたチェックをするんですよね。こういう検査をしますけれども、いいですか等々。

やっぱり、ちょっとスケジュールを本当に早くお願いしたいんですよね。本当に直前になってというのは我々も、これはもう言いたくないんですけれども、内情としてはそういうことになっていますので。忙しい仕事の中で1時間、2時間とれというようなことで来られるんですけれども、短期にやっぱり詰めてやらないと本当にまずいと思うので。

今のお答えでは、ちょっと私も納得できないですね。早急に、これぐらいだというふうなことを言っていただければ。今のときには言えないと思うんですけれども、私も病院を抜けて来ていますし、今のお答えではちょっと、すみません、このまま続けるのかどうかという意味では、だめですね。もうちょっと正確にしてください。

少なくとも、この業者さんと測定業者さんと会うのが、予定が決まって、いつ決めるのかとか、その辺のところをわかった上でやらないと、同じようなことばかり続きますよ。

○窪園局長 今回の事件が起こった中で、私どもも非常に対応が遅れまして、先生方、また、保護者の方々には、いろいろと御迷惑をおかけいたしました。どうも申しわけございません。

ちょっと今の段階で確たることは言えないんですけど、今、既に調査者協会の理事さんとはちょっとお話し合いを進めて、具体的なやり方を詰めておりますので、1カ月ぐらいの間には詰めて、できるだけ早急に、先生方に御相談に行けるような形にしていきたいというふうに思います。

○奥村構成員 1カ月以内に来ていただくということですね。

○窪園局長 はい。

○東座長 じゃあ、よろしいですか。1カ月以内には、大筋の時期について連絡をいただけるということで、進めていただければと思いますので。

じゃあ、本日の予定の議題は以上でございますけれども、最後、事務局から連絡等がありましたらお願いいたします。

○齋藤主幹 本日は、ありがとうございます。事務局のほうから、特に案件はございません。

以上です。

